

より便利・より安心に！電子処方せんについて

2023年の1月より**電子処方せん**の取り扱いが開始され、処方せんを紙ではなくデジタルデータで運用できるようになりました。オンライン資格確認等システムを活用し、全国の医療機関や薬局における過去の処方・調剤結果をいつでもどこでも参照することが可能です。今後普及が見込まれますので、こういった仕組みがしっかり把握しておきましょう。

電子処方せんとは

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです。患者さんが電子処方せんを選択し、医師・歯科医師・薬剤師が患者さんのお薬情報を参照することに対して、同意をすることで、**複数の医療機関・薬局をまたがる過去のお薬情報にもとづいた医療を受けられる**ようになります。結果として、今まで以上に安心してお薬を受け取ることが可能となります。



電子処方せんのメリットとは

これまで紙で受け取っていた処方せんが電子化され、確認がしやすくない、紛失のリスクも少なくなります。また、患者さんが同意をすることで、複数の医療機関や薬局をまたがる過去のお薬情報を医師・薬剤師と共有することができるのが大きなメリットです。そうすることで、**同じ成分のお薬をもらうこと(重複投薬)や良くないお薬の飲み合わせを防ぐことができ、安心安全な医療に繋がります。**

電子処方せんの利用方法について

電子処方箋は令和5年1月26日(※)から、準備の整った医療機関や薬局で利用ができるようになりました。具体的に電子処方せんに対応している医療機関や薬局のリスト、検索サイトについては厚生労働省のHPを参照ください。

マイナンバーカードは必要？

電子処方せんに対応している医療機関であれば、健康保険証を持参いただいた場合でも患者さんの希望により、電子処方せんを発行することができます。ただし、マイナンバーカードをご利用いただくことにより、本人同意のもとで過去のお薬の情報を医療機関に提供し、より質の高い医療を受けることができるため、**マイナンバーカードの利用を推奨**しています。また、医療機関で電子処方せんを発行してもらい、患者さん本人が薬局の受付でマイナンバーカードを使わない場合は、電子処方せんと一緒に発行される「**処方内容(控え)**」に記載の「**引換番号**」や健康保険証に記載されている情報が必要になります。

マイナンバーカード

健康保険証

受付方法	マイナンバーカード	健康保険証
医師・歯科医師・薬剤師による 過去のお薬情報の参照	顔認証機能付き カードリーダーに置いて、 画面の案内に沿って操作	受付等に提出 電子処方せんを利用したい 旨を伝える
ご自身でのお薬情報の確認	患者が同意すれば 他の医療機関を含め参照可能	過去のお薬情報を 医師等へ共有することはできない (お薬手帳や口頭などで確認)
	処方内容(控え) + マイナポータル	処方内容(控え) + マイナンバーカードがある場合 マイナポータル



作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

参考：厚生労働省